

## 第34期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

第34期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

株式会社シノプス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sinops.jp>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、2020年3月27日の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役、執行役員および使用人その他これらの者に相当する者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i) 当社は、「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献する。」という基本理念を共通の志として、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
  - ii) 前項の理念の実践のため、「行動指針」に基づき、法令・社会倫理の遵守を当社全ての取締役、執行役員および使用人等の行動規範とする。取締役および執行役員は、法令・定款ならびに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
  - iii) 当社の取締役、執行役員および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会および管理部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
  - iv) コンプライアンス委員会は、同委員会の審議内容および活動を、適宜、取締役会および内部監査室に報告する。
  - v) 取締役および執行役員が当社のコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。また、内部通報制度を設置し、当社の使用人等がコンプライアンス上の問題点について社外に設置した内部通報窓口へ直接報告できる体制とし、情報の確保に努めたうえで、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を採り、再発防止策を策定し、当社全体にこれを実施させる。
  - vi) 内部監査室を設置し、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を、適宜、代表取締役に報告する。
  - vii) 当社の財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
  - viii) 取締役および執行役員は、当社において、反社会的勢力との関係断絶および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i) 取締役および執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令および社内規程に基づき保存・管理する。
  - ii) 前項の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - iii) コンプライアンス委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i) 当社のリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定される。
  - ii) 業務執行におけるリスクは、各部門の管掌役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定する。

- iii) 当社の経営上重要なリスクは、リスク管理委員会において、当社全体の業務遂行上のリスクおよび品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を指示して行う。
  - iv) 新たに生じた当社の経営上重要なリスクは、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ執行役員を選定し、対応について決定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 当社の経営の基本方針は、取締役会において決定される。
  - ii) 当社は、取締役、執行役員および使用人等が共有すべき全社的目標を定め、取締役は全社的目標達成のための具体的目標および権限の適切な配分等、目標達成のための効率的な方法を定める。
  - iii) 各部門の管掌役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならない。
  - iv) 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、組織規程に基づき、効率的な意思決定を図る。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会が必要とする場合、監査等委員会の職務の補助をする使用人を配置する。使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑥ 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i) 代表取締役および監査等委員でない取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
  - ii) 監査等委員でない取締役、執行役員および使用人等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
  - iii) 監査等委員でない取締役、執行役員および使用人等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、ただちに監査等委員会に対して報告を行う。
  - iv) コンプライアンス委員会は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部通報の状況の報告を行う。
- ⑦ 内部通報制度を利用し監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の取締役、執行役員および使用人等は、社外に設置した内部通報窓口へ直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組み
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、内部通報の有無および法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しております。
  - ・取締役、執行役員および使用人等を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
  - ・当社各部門を対象とした内部監査を通じて、法令等遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。
- ② 内部監査体制
- 代表取締役直轄の内部監査室により、各部門の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を取締役に対して報告しております。
- ③ 効率的な取締役の職務執行を確保するための体制
- 当社は執行役員を選任し、業務執行の責任の一部を担っております。執行役員は担当する業務執行の状況を定時の取締役会で報告しております。
- ④ 監査等委員監査体制
- 監査等委員は業務執行に関する情報収集および監視のため、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や稟議書、契約書等重要書類の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携し、定期的に意見交換を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合				
当 期 首 残 高	405,096	365,526	365,526	525,459	525,459	△99	1,295,983	12,751	1,308,735
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	8,714	8,714	8,714				17,428		17,428
当 期 純 利 益				8,036	8,036		8,036		8,036
自 己 株 式 の 取 得						△63	△63		△63
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )								△4,828	△4,828
当 期 変 動 額 合 計	8,714	8,714	8,714	8,036	8,036	△63	25,402	△4,828	20,573
当 期 末 残 高	413,811	374,241	374,241	533,495	533,495	△162	1,321,385	7,922	1,329,308

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 6年～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |
- ② 無形固定資産
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
  - ・ 市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却方法と見込販売期間（3年）の均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② 製品保証引当金 製品の販売後、無償で補修する費用の支出に備えるため、過去の瑕疵補修費用の売上高に対する実績率及び個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ソフトウェア導入支援の請負契約に係る収益の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- ② その他の契約 工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 仕掛品及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる請負契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は466千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 76,296千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	950,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	850,000千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,107,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 80株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 159,000株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、製品保証引当金及び未払賞与などです。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。

また、資金運用は行っておりません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によりリスク低減を図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
① 現金及び預金	1,077,266	1,077,266	—
② 売掛金	256,508	256,508	—
③ 買掛金	(7,915)	(7,915)	—
④ 短期借入金	(100,000)	(100,000)	—
⑤ 未払金	(69,565)	(69,565)	—
⑥ 未払法人税等	(2,238)	(2,238)	—
⑦ 長期借入金 (* 2)	(97,150)	(97,150)	0

(\* 1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### ① 現金及び預金並びに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### ③ 買掛金、④ 短期借入金、⑤ 未払金並びに⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### ⑦ 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年12月31日)
差入保証金	53,962

差入保証金は本社事務所等の賃貸借契約に伴うもので、市場価格がなく、返還時期の見積りが困難であるため、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 216円38銭

(2) 1株当たり当期純利益 1円32銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。